

令和元年 9 月

胎内市農業委員会

総会議事録

令和元年 9 月 25 日

決			裁	
会長	局長	係長	係	担当

胎内市 農業委員会 総会議事録

1 開催日時 令和元年9月25日(水)午後1時30分から午後1時47分

2 開催場所 胎内市庁舎 全員協議会室

3 出席委員

農業委員(14人)

会長	1番	花野 隆雄	会長代理	2番	水澤 正明
委員	3番	忠 貞夫	委員	4番	榎本 太
委員	5番	森田 謙	委員	6番	田村 信秀
委員	7番	南波 雅子	委員	8番	緒形 文一
委員	9番	馬場 勝	委員	10番	西奈美 公平
委員	11番	川上 勝之	委員	12番	松村 智
委員	13番	今井 輝子	委員	14番	阿部 実

農地利用最適化推進委員(8人)

委員	中条	志村 政美	委員	中条	佐藤 隆
委員	乙	小泉 正	委員	乙	安城 守英
委員	築地	白塚 幸二	委員	築地	小熊 威
委員	黒川	今井 明	委員	黒川	小野 金一

4 欠席委員(0人)

5 議事日程

第1 議事録署名委員の指名

第2 諸般の報告

第3 議事

第1号議案 農地法第3条の規定による許可申請について

第2号議案 農地法第5条の規定による許可申請について

第3号議案 胎内市農用地利用集積計画について

第4号議案 胎内農業振興地域整備計画の変更に係る意見について

6 農業委員会事務局職員

事務局長：榎本富夫、係長：高橋知也、主任：佐藤豊

7 会議の概要

議長	<p>ただ今から、令和元年9月の胎内市農業委員会総会を開会いたします。</p> <p>本日の出席委員は14名であり、胎内市農業委員会会議規則第7条の規定により、会議は成立いたしました。</p> <p>それでは、日程第1、議事録署名委員の指名でございますが、今回は、3番忠貞夫委員、4番榎本太委員のお二人にお願いいたします。</p> <p>次に日程第2、諸般の報告をいたします。</p> <p>事務局報告願います。</p>
事務局	<p>それでは、ご報告いたします。</p> <p>皆様のお手元にお配りしましたのは、8月の総会以降の行事等の内容であります。</p> <p>8月26日、総会終了後、最適化推進活動報告会を開催し、活動記録について報告いただきました。</p> <p>9月13日、新潟県農業会議第42回常設審議委員会がJ Aビルで開催され、会長が出席してございます。</p> <p>9月18日、9月の事前審査会を市役所2階会議室で開催し、3班の委員の皆様にご覧いただき、案件を審査していただきました。</p> <p>事前審査会終了後、最適化推進活動報告会を開催し、活動記録について報告いただきました。</p> <p>以上、簡単ではありますが、諸般の報告を終わります。</p>
議長	<p>以上で諸般の報告を終わります。</p> <p>次に日程第3、議事に入ります。</p> <p>第1号議案「農地法第3条の規定による許可申請について」の1番から4番を議題といたします。</p> <p>事務局説明願います。</p>
事務局	<p>第1号議案の1番から4番をご説明いたします。</p> <p>議案書1ページをお願いします。</p> <p>第1号議案の1番から4番につきましては、年金受給のための使用貸借の再設定が1件、譲渡人からの要望による贈与が1件、交換が2件の計4件であります。</p> <p>1番の案件は、年金受給のため竹島地内の畑について使用貸借の再設定するもので、期間は10年間あります。</p> <p>2番の案件は、譲渡人からの要望により、親戚関係である譲受人に羽黒地内の田を贈与するものです。</p> <p>3番及び4番の案件は、西川内地内及び築地地内の田について、それぞれほ場整備地区を跨って換地を受けたことから、お互いの田を交換するものです。</p> <p>第1号議案の1番から4番については、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件を満たしております。</p> <p>以上で説明を終わります。</p>
議長	<p>第1号議案の1番から4番の事前審査結果について、12番松村智事前審査委員長</p>

	から報告をお願いします。
12 番	<p>それでは、ご報告いたします。</p> <p>去る 9 月 18 日、市役所 2 階農業委員会会議室におきまして、3 班の委員 4 名及び事務局 2 名で、事前審査会を開催いたしました。</p> <p>第 1 号議案の 1 番から 4 番につきましては、年金受給のための使用貸借の再設定が 1 件、譲渡人からの要望による贈与が 1 件、交換が 2 件の計 4 件であります。</p> <p>詳細につきましては、事務局説明のとおりであり、事前審査会では許可相当と判断いたしましたので、本総会でのご審議をお願いします。</p> <p>以上で報告を終わります。</p>
議長	<p>ただ今、第 1 号議案の 1 番から 4 番について、事務局及び事前審査委員長から説明並びに報告がありましたが、この件について、ご質問等ありましたらお受けいたします。</p> <p style="text-align: center;">(質疑・なしの声)</p>
議長	<p>質問等がないようなので、これで質疑を終わります。</p> <p>これより採決をいたします。</p> <p>第 1 号議案の 1 番から 4 番について、事前審査委員長報告のとおり許可することに、賛成の委員は、挙手願います。</p> <p style="text-align: center;">(農業委員・挙手)</p>
議長	<p>賛成多数と認めます。</p> <p>よって、第 1 号議案の 1 番から 4 番については、許可することに決定いたしました。</p> <p>次に、第 1 号議案の 5 番について審議いたします。</p> <p>なお、10 番西奈美公平委員は、農業委員会法第 31 条の規定に基づく議事参与の制限により、本案件終了までの間、退室をお願いいたします。</p> <p style="text-align: center;">(議事参与委員・退室)</p>
議長	<p>それでは、事務局説明願います。</p>
事務局	<p>第 1 号議案の 5 番をご説明いたします。</p> <p>5 番の案件は、譲渡人からの要望により、西条町地内の畑について売り渡しするもので、売買価格は総額〇〇円、10a 当たり約〇〇万円であります。</p> <p>第 1 号議案の 5 番については、農地法第 3 条第 2 項各号には該当しないため、許可要件を満たしております。</p> <p>以上で説明を終わります。</p>

議長	第1号議案の5番の事前審査結果について、12番松村智事前審査委員長から報告をお願いします。
12番	<p>それでは、ご報告いたします。</p> <p>第1号議案の5番は、譲渡人からの要望による売買であります。</p> <p>詳細につきましては、事務局説明のとおりで、事前審査会では、承認相当と判断いたしましたので、本総会でのご審議をお願いいたします。</p> <p>以上で報告を終わります。</p>
議長	<p>ただ今、第1号議案の5番について、事務局及び事前審査委員長から説明並びに報告がありましたが、この件について、ご質問等ありましたらお受けいたします。</p> <p style="text-align: center;">(質疑・なしの声)</p>
議長	<p>質問等がないようなので、これで質疑を終わります。</p> <p>これより採決をいたします。</p> <p>第1号議案の5番については、事前審査委員長報告のとおり承認することに、賛成の委員は、挙手願います。</p> <p style="text-align: center;">(農業委員：挙手)</p>
議長	<p>賛成多数と認めます。</p> <p>それでは、ここで西奈美委員に入室していただきます。</p> <p style="text-align: center;">(議事参与委員・入室)</p>
議長	<p>第1号議案の5番については、承認することに決定いたしました。</p> <p>次に、第2号議案「農地法第5条の規定による許可申請について」を議題といたします。</p> <p>事務局説明願います。</p>
事務局	<p>第2号議案をご説明いたします。</p> <p>議案書2ページをお願いします。</p> <p>第2号議案は、事務所及び作業場建設のための転用が1件、個人住宅建築のための転用が1件、山砂採取及び搬出路のための一時転用が1件の計3件であります。</p> <p>1番の案件は、八幡地内の休耕畑において、事務所及び作業場を建設するための転用であり、賃貸借契約を5年間設定するもので、令和元年9月4日に農振除外を行った畑を転用するものです。建築面積は185.49㎡、賃借料は年〇〇円であります。</p> <p>2番の案件は、羽黒地内の休耕畑において、住宅を建築するための転用であり、建築面積は70.80㎡、敷地面積合計468㎡で土地売買価格は〇〇円、坪当たり約〇〇円であります。</p> <p>3番の案件は、平成29年9月に5条の許可、平成30年3月に土地の追加の許可、</p>

	<p>また平成 30 年 9 月に期間延長を行った築地地内の山砂採取及び搬出路において、気候による需要減少等により許可された期間内での復旧が困難となったため、再度、採取期間を令和 2 年 10 月 18 日までとするため、事業計画を変更するものであります。</p> <p>第 2 号議案は、転用面積・目的・資金計画等、申請内容は転用許可要件を満たしております。</p> <p>4 ページに案内図をお示ししてございますので、ご確認ください。</p> <p>以上で説明を終わります。</p>
議長	<p>第 2 号議案の事前審査結果について、12 番松村智事前審査委員長から報告をお願いします。</p>
12 番	<p>それでは、ご報告いたします。</p> <p>第 2 号議案は、事務所及び作業場建設のための転用が 1 件、個人住宅建築のための転用が 1 件、山砂採取のための一時転用が 1 件の計 3 件であります。</p> <p>詳細につきましては事務局説明のとおりであり、現地を確認しましたが事前着工もなく、事前審査会では許可相当と判断いたしましたので、本総会でのご審議をお願いします。</p> <p>以上で報告を終わります。</p>
議長	<p>ただ今、第 2 号議案について、事務局及び事前審査委員長から説明並びに報告がありました。この件について、ご質問等ありましたらお受けいたします。</p> <p style="text-align: center;">(質疑・なしの声)</p>
議長	<p>質問等がないようなので、これで質疑を終わります。</p> <p>これより採決をいたします。</p> <p>第 2 号議案については県農業会議に諮問せずに許可することに賛成の委員は、挙手願います。</p> <p style="text-align: center;">(農業委員：挙手)</p>
議長	<p>賛成多数と認めます。</p> <p>よって、第 2 号議案については、県農業会議に諮問せずに許可することに決定いたしました。</p> <p>次に、第 3 号議案「胎内市農用地利用集積計画について」を議題といたします。</p> <p>この第 3 号議案は、利用権設定について審議いたします。</p> <p>事務局説明願います。</p>
事務局	<p>第 3 号議案について、ご説明いたします。</p> <p>議案書 5 ページをお願いします。</p> <p>第 3 号議案の利用権設定は、労力不足等により中間管理機構と賃借権を新規に設定するものが 6 件であります。</p>

	<p>1 番から 6 番の案件は、農地中間管理機構と 8 年間から 15 年間の賃借権を新規に設定するもので、10a 当たりの賃貸料は、15,000 円から 20,000 円であります。</p> <p>第 3 号議案の利用権設定は、いずれの案件も農業経営基盤強化促進法に定める要件を満たしているとして、ご提案いたしました。</p> <p>以上で説明を終わります。</p>
議長	<p>第 3 号議案の事前審査結果について、12 番松村智事前審査委員長から報告をお願いします。</p>
12 番	<p>それでは、ご報告いたします。</p> <p>第 3 号議案は、労力不足等により中間管理機構と賃借権を新規に設定するものが 6 件であります。</p> <p>詳細につきましては、事務局説明のとおりで、事前審査会では、いずれの案件も承認相当と判断いたしましたので、本総会でのご審議をお願いいたします。</p> <p>以上で報告を終わります。</p>
議長	<p>ただ今、第 3 号議案について、事務局及び事前審査委員長から説明並びに報告がありました。この件について、ご質問等ありましたらお受けいたします。</p> <p style="text-align: center;">(質疑・なしの声)</p>
議長	<p>質問等がないようなので、これで質疑を終わります。</p> <p>これより採決をいたします。</p> <p>第 3 号議案については、事前審査委員長報告のとおり承認することに、賛成の委員は、挙手をお願いいたします。</p> <p style="text-align: center;">(農業委員：挙手)</p>
議長	<p>賛成多数と認めます。</p> <p>よって、第 3 号議案については、承認することに決定いたしました。</p> <p>次に、第 4 号議案「胎内農業振興地域整備計画の変更に係る意見について」を議題といたします。</p> <p>事務局説明願います。</p>
事務局	<p>第 4 号議案について、ご説明いたします。</p> <p>議案書 6 ページをお願いします。第 4 号議案は、1 件であります。</p> <p>1 番の案件は、菅田地内において、既存の農機具庫兼作業場が手狭となったため、隣接する申請地に既存施設の移設と新たな作業スペースを確保するために農用地から除外するものであります。</p> <p>申請地は、道路・転用予定者の土地に囲まれた農用地区域内の外縁部に位置しており、農用地の集団化や一体的な土地利用に支障を及ぼすおそれは無いと思われれます。</p> <p>そのため、当案件は農用地から除外したとしても、周辺の農業生産に悪影響を及ぼ</p>

	<p>すおそれはないものと思われます。</p> <p>6 ページに案内図をお示ししてございますので、ご確認ください。</p> <p>以上で説明を終わります。</p>
議長	<p>第 4 号議案の事前審査結果について、12 番松村智事前審査委員長から報告をお願いします。</p>
12 番	<p>それでは、ご報告いたします。</p> <p>第 4 号議案の農業振興地域整備計画の変更に係る意見については、農業振興地域内の農用地を、今後転用することを前提に、農用地以外に変更するものであります。</p> <p>いずれの案件も近隣の土地所有者等からの同意が得られており、周辺の農業生産に悪影響を及ぼすおそれはないものと考えられることから、事前審査会では特に問題はないと判断し、「特に支障なし」との意見を付すことといたしました。</p> <p>本総会でのご審議をお願いします。</p> <p>以上で報告を終わります。</p>
議長	<p>ただ今、第 4 号議案について、事務局及び事前審査委員長から説明並びに報告がありました。この件について、ご質問等ありましたらお受けいたします。</p> <p style="text-align: center;">(質疑・なしの声)</p>
議長	<p>質問等がないようなので、これで質疑を終わります。</p> <p>これより採決をいたします。第 4 号議案については、事前審査委員長報告のとおり「特に支障なし」と意見を付することに賛成の委員の挙手を求めます。</p> <p>賛成の委員は挙手願います。</p> <p style="text-align: center;">(農業委員：挙手)</p>
議長	<p>賛成多数と認めます。</p> <p>よって、第 4 号議案については、「特に支障なし」と付することに決定いたしました。</p> <p>これで、本日の全ての日程を終了いたしました。</p> <p>これを持ちまして、令和元年 9 月の胎内市農業委員会総会を閉会いたします。</p>

上記の経過を掲載し、相違ないことを証するため署名します。

令和元年 9月25日

議 長

3 番

4 番
